

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成29年9月

岡山市人事委員会





岡 人 委 第 187 号  
平 成 29 年 9 月 28 日

岡山市議会議長 宮武 博 様  
岡 山 市 長 大森 雅夫 様

岡山市人事委員会

委員長 藤 岡 温

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。



# 目 次

別紙第1 報告	1
1 勧告の意義	1
2 職員給与の状況	1
3 民間給与等の状況	2
(1) 職種別民間給与実態調査	2
(2) 調査の実施結果	3
4 職員給与と民間給与との比較	5
(1) 比較方法	5
(2) 月例給	5
(3) 特別給	5
5 物価及び生計費	6
(1) 物価指数	6
(2) 標準生計費	6
6 人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要	7
7 むすび	10
(1) 本年の給与改定	10
(2) 扶養手当制度の見直し	12
(3) その他給与に関する諸課題	12
(4) 人事管理に関する諸課題	13
8 おわりに	19
別紙第2 勧告	21

参考資料	(参考資料頁)
------	---------

1 職員給与関係	1
2 民間給与関係	37
3 生計費関係	55
4 労働経済関係	57



## 別紙第 1

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年 9 月、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その後も引き続き、本市職員の給与の実態、市内民間事業所従業員の給与等の勤務条件及びその他諸情勢について絶えず調査研究を行い、公正かつ中立な立場から、職員の給与等の勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

## 1 勧告の意義

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

これは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが求められる中で、民間企業とは異なり、その給与等は市場原理による決定が困難であること、公務が円滑に遂行されるためには社会一般の情勢に適応した適正な給与等の確保が必要であることなどから、労使交渉等を経てその時々を経済・雇用情勢を反映して決定される民間事業所の従業員の給与等に準拠することによって、職員の給与等を定めることが、最も合理的であり、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えられるからである。

## 2 職員給与の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日を調査期日として、本市職員の給与の実態を把握するため「平成 29 年職員給与実態調査」を実施した。

調査の対象となった職員の総数は、7,403 人であった。このうち行政職給料表適用者(4,026 人)から、消防職員や保育士等の福祉職に相当する職員と平成 29 年 4 月の採用者のうち新規学卒者等を除いた公民給与比較対象職員は、2,761 人であり、これらの給与等の状況は次表に示すとおりである。

第1表 職員の給与等の状況

項 目		職員給与実態調査 対象職員	うち 公民給与比較対象職員
人 数		7,403 人	2,761 人
平均年齢		42.5 歳	45.1 歳
平均経験年数		20.2 年	22.9 年
学 歴 構 成	大 学 卒	79.5%	71.9%
	短 大 卒	9.0%	6.2%
	高 校 卒	10.6%	19.5%
	中 学 卒	0.9%	2.4%
平 均 給 与 月 額	給 料	347,808 円	351,816 円
	扶 養 手 当	8,569 円	10,879 円
	地 域 手 当	11,107 円	11,509 円
	住 居 手 当	5,841 円	5,497 円
	管理職手当	9,152 円	15,035 円
	単身赴任手当	32 円	76 円
	初任給調整手当	133 円	0 円
	合 計	382,642 円	394,812 円

(参考資料 1 職員給与関係 第 1 表(P4) 参照)

### 3 民間給与等の状況

#### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の 348 の民間事業所から、人事院において無作為抽出された 125 事業所を対象に、人事院、岡山県人事委員会等と共同で「平成 29 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる事務・技術関係の職務に従事する者等について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等についての詳細な実地調査を行った。

また、民間企業における給与改定の状況や定期昇給の実施状況、諸手当の支給状況等についても事業所単位で調査を行った。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、90.4%（調査実人員 4,768 人）と極めて高い水準となっており、調査結果は



広く市内民間事業所の給与等の状況を反映したものとなっている。

(参考資料 2 民間給与関係 (P38) 参照)

## (2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

### ① 初任給の状況

事務・技術関係職種における新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 39.3% (昨年 30.8%)、高校卒で 22.6% (同 34.3%) であり、昨年に比べ大学卒で 8.5 ポイント増加、高校卒で 11.7 ポイント減少している。一方、初任給が据置きになっている事業所は、大学卒で 60.7% (同 69.2%)、高校卒で 77.4% (同 65.7%) となっており、昨年に比べ大学卒で 8.5 ポイント減少、高校卒で 11.7 ポイント増加している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 191,795 円 (同 192,359 円)、高校卒で 164,653 円 (同 161,365 円) となっている。

第2表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	41.5	(39.3)	(60.7)	(0.0)	58.5
高校卒	16.0	(22.6)	(77.4)	(0.0)	84.0

(注) ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第3表 民間における学歴別初任給

職種	大学卒	短大卒	高校卒
新卒事務員・技術者	191,795 円	176,547 円	164,653 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒 190,241 円、短大卒 166,448 円、高校卒 154,912 円である。

## ② 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 25.9%（昨年 21.3%）となっており、昨年に比べて 4.6 ポイント増加している。ベースアップを中止した事業所の割合は 12.8%（同 19.8%）であり、ベースダウンを行った事業所はなかった。

第4表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	25.9	12.8	0.0	61.3
課長級	19.7	10.8	0.0	69.5

（注） ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 90.6%（昨年 82.6%）となっている。そのうち、昇給額について、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 26.6%（同 5.1%）、減額となっている事業所の割合は 0.8%（同 6.9%）、定期昇給を中止した事業所の割合は 2.4%（同 6.3%）となっている。なお、昇給額が昨年に比べて変化がなかった事業所の割合は 63.3%（同 70.7%）であった。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

役職段階 \ 項目	定期昇給制度あり						定期昇給制度なし
	93.0	定期昇給実施				2.4	
		増額	減額	変化なし	63.3		
係員	93.0	90.6	26.6	0.8	63.3	2.4	7.0
課長級	84.5	82.1	21.2	0.8	60.1	2.4	15.5

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

## 4 職員給与と民間給与との比較

### (1) 比較方法

月例給の公民の比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては事務職員及び技術職員、民間においては公務の事務職員及び技術職員に類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較を行うものである。

月例給の水準比較に当たっては、個々の本市職員に地域の民間給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出するラスパイレス方式をとっている。

(参考資料 2 民間給与関係 第 20 表(P53) 参照)

### (2) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員と民間における本年 4 月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を1人当たり平均 439 円 (0.11%) 下回っていた。

第6表 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) [ $[(A)-(B)]/(B) \times 100$ ]
395,251 円	394,812 円	439 円 (0.11%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

### (3) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合は、次表に示すとおり所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数 (4.30 月) が、民間事業所の特別給を 0.09 月分下回っていた。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	342,359 円
	上半期(A2)	342,526 円
特別給の支給額	下半期(B1)	752,960 円
	上半期(B2)	751,312 円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.20 月分
	上半期(B2/A2)	2.19 月分
	年 間	4.39 月分

(注) 「下半期」とは平成 28 年 8 月から平成 29 年 1 月まで、「上半期」とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

## 5 物価及び生計費

### (1) 物価指数

総務省統計局による本年 4 月の消費者物価指数は、昨年 4 月と比べて全国で 0.4%、岡山市で 0.2%の増加となっている。

(参考資料 4 労働経済関係 第 23 表(P58,59) 参照)

### (2) 標準生計費

本委員会が総務省統計局による家計調査を基礎に算定した本年 4 月における本市の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 189,130 円、209,890 円及び 230,670 円となっている。

(参考資料 3 生計費関係 第 22 表(P56) 参照)

## 6 人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を行い、あわせて人事管理に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

### 給与勧告の骨子

#### ○ 本年の給与勧告のポイント

##### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.15%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

##### 給与制度の総合的見直し

- ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定

##### 1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率87.8%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○ 民間給与との較差 631円 0.15%

[行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢 43.6歳]

[俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.42月(公務の支給月数 4.30月)

## 2 給与改定の内容と考え方

### <月例給>

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

#### (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

#### (3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.85月（支給済み）	0.95月（現行0.85月）
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

### [実施時期]

・月例給：平成29年4月1日      ・ボーナス：法律の公布日

## III 給与制度の総合的見直し等

### 1 給与制度の総合的見直し

・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施

＊ 55歳を超える職員（行政職俸給表(一)6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止

・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ

・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

### 2 その他

#### (1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

#### (2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

### (3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応えていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力に大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

#### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

#### (3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが重要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

#### (2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制的議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

#### (3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

#### (4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

## 7 むすび

### (1) 本年の給与改定

職員の給与の決定に係る基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。本委員会が行った本年の職種別民間給与実態調査によると、ベースアップを実施した事業所、定期昇給が昨年より増額となった事業所の割合が、それぞれ昨年に比べて増加している。

国においては、人事院が月例給及び特別給について、4年連続で引上げ勧告を行った。また、国家公務員においては、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを平成27年4月から段階的に実施しているところである。

本市においては、既に述べたとおり、月例給については、本年4月時点で職員給与と民間給与を比較した結果、本市職員の給与が民間給与を439円(0.11%)下回っていた。

また、特別給については、本市職員の支給月数(4.30月分)が昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合(4.39月分)を0.09月分下回っていた。

公民給与に解消すべき一定の較差が生じた場合、月例給については、給料表を改定することを基本にしつつ、較差の大きさや改定の効果を勘案した上で、職員の実態に応じ、諸手当の改定を含め較差の解消を行うこととしている。

これらの状況を総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要がある。

#### ① 月例給

月例給については、職員の給与が民間給与を439円(0.11%)下回っていたことから、較差の大きさ等を考慮して、給料表の引上げ改定を行うことが必要である。

行政職給料表の改定については、民間の初任給の状況等を勘案し、1級の初任給基準となる号給を700円程度引き上げ、若年層に重点を置くとともに、より一層職務給に応じた給料表となるよう改定を行うことが適当である。

また、本市においては、給与制度の総合的見直しにおける給料表水準の引下げに伴う経過措置額を受ける職員がおり、給料表の引上げ改定を行っても実際に支給される額が増加せず、なお較差が残ることとなる。この較差を解消するため、後述する扶養手当制度の見直しを円滑に進める観点も



踏まえ、当該較差の範囲内で、扶養親族たる子に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を引き上げることが適当である。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を考慮した改定を行うことが必要である。

なお、医療職給料表(1)及び医療職給料表(1)適用者等に対する初任給調整手当については、医師の処遇の確保及び人事管理上の必要性から国との均衡を保ってきたところであり、国との均衡を考慮した改定を行うことが適当である。

## ② 特別給

特別給については、民間の支給割合と本市職員の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当へ配分することとする。

本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成30年度以降については、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

この結果、本年12月期及び平成30年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数は次表のとおりとなる。

第8表 期末手当・勤勉手当の支給月数

(単位：月分)

区 分		平成 29 年	平成 30 年度以降		
		12 月期	6 月期	12 月期	年間計
一般の職員	期末手当	1.375 (1.175)	1.225 (1.025)	1.375 (1.175)	2.6 (2.2)
	勤勉手当	0.95 (1.15)	0.9 (1.1)	0.9 (1.1)	1.8 (2.2)
	計	2.325 (2.325)	2.125 (2.125)	2.275 (2.275)	4.4 (4.4)
再任用職員	期末手当	0.8 (0.7)	0.65 (0.55)	0.8 (0.7)	1.45 (1.25)
	勤勉手当	0.45 (0.55)	0.425 (0.525)	0.425 (0.525)	0.85 (1.05)
	計	1.25 (1.25)	1.075 (1.075)	1.225 (1.225)	2.3 (2.3)

※（ ）内は特定管理職員

### ③ 改定の実施時期

①の月例給については、本年4月時点での比較に基づき職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、本年4月に遡及して実施することとする。

②の特別給については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

## (2) 扶養手当制度の見直し

扶養手当について、昨年人事院は、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当の月額を他の扶養親族に係る手当の月額と同額の6,500円まで減額し、子に係る手当の月額を10,000円まで引き上げるとともに、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止する等の勧告を行い、国家公務員においては、本年4月から扶養手当の見直しが段階的に実施されている。

本市においては、今年の人事委員会勧告において、国、他都市、民間企業の動向等を注視していく旨報告したところであるが、今年の職種別民間給与実態調査の結果を見ると、市内民間企業において、配偶者に対し家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあり、配偶者に係る手当について見直し予定があるとする事業所の割合も9.9%（昨年3.8%）あった。また、本市職員についても、配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあるなど、国と同様の状況がみられるところである。加えて、他都市における見直しの実施状況や、給与制度について国準拠の考え方を基本としてきたこと等を総合的に勘案した結果、国に準じた扶養手当の見直しを行う必要がある。

なお、人事院においては、税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について必要な見直しを検討していくとしていることから、本市においても引き続きこうした動向等を注視していくこととする。

## (3) その他給与に関する諸課題

### ① 高齢層職員の給与制度のあり方

国においては、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の見直しがなされている。本市における昇給・昇格制度に

については、他都市の動向も注視しつつ、本市の実態や総合的見直しの実施状況等を踏まえ、その見直しについて引き続き検討していく必要がある。

## ② その他諸手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、本市では平成 27 年に距離区分の見直しを行ったが、今後も他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえた検討が必要である。

## (4) 人事管理に関する諸課題

### ① 人材の確保・育成

人口減少社会の到来や地方分権の進展など、社会経済状況の急激な変化に伴い、自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、多様化・高度化する行政課題に的確に応えていくためには、市民視点で考え、責任と使命感を持ち、主体的・積極的に行動する人材の確保・育成が極めて重要である。

人材の確保に関しては、少子化に伴う受験年齢人口の減少や民間企業の採用意欲の高まりなどから、有為な人材の獲得に向けた競争が激しくなっている。その中で、職員採用試験の受験者確保のための取組として、市の広報紙・ホームページや就職情報サイトへの採用情報の掲載、職員募集ガイドの作成、採用説明会の開催、合同就職セミナーへの参加、学校・養成校等への訪問などを行っている。さらに、東京において岡山県と合同で採用説明会を開催し、関東圏の学生等に、本市で働く魅力ややりがいの発信を行うとともに、保健師や技術職では業務内容を知ってもらうための説明会を開催するなど、広報活動の充実に努めているところである。また、受験者の増加を図るため、試験内容や申込方法の見直し等を適宜行っているところであるが、一部の職種では受験者が特に少ない状況もあるため、引き続き、多様で有為な人材確保のための取組を進めていく必要がある。

人材育成に関しては、個々の職員が能力と適性を最大限に発揮できる環境の中で、職員自らが課題解決に向けて主体的・積極的に取り組むことで、組織力の向上も実現させるという考えのもと、人事管理と職員研修が有機的かつ効果的に連携していくことが必要である。また、職場マネジメントの重要性がますます高まっていることから、管理職員のみならず、係長級、副主査級など監督職、中堅職員に対してもマネジメント能力の向上を支援する研修の継続的な実施が求められる。若手職員については多様な職務経験による能力開発と視野の拡大のため、早めの人事ローテーションを実施

しつつ、一方で、専門性習得のために必要な場合は長めのローテーションとするなど、今後も組織の状況を勘案した柔軟な人事配置による人材育成が必要である。

人事評価制度については、地方公務員法において人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされ、能力・実績に基づく人事管理の徹底が求められている。職員の能力・業績を適切に把握することにより、士気を高め、組織活力を維持・向上させるため、引き続き、公正・公平性、信頼性、透明性などを高めながら、地方公務員法の趣旨を踏まえたうえで、適正に運用していく必要がある。また、昨年度から導入している目標取組制度により、上司と部下の間で組織目標や重点事項を共有し、その実現に向けて取り組むことにより、組織力の向上、人材育成等に繋がっていくことを期待したい。

公務員倫理の確保については、これまでも繰り返し言及してきたところであるが、依然として本市職員による不祥事は後を絶たず、市民からの信用が損なわれていることは誠に遺憾である。職員にあっては、全体の奉仕者として高い倫理観と強い使命感を保ちながら、いかなる不祥事も起こさないという意識を持ち、公務に全力を尽くすことが求められる。任命権者においては、引き続き、不祥事防止に向けた各局区室での研修の実施や階層別の研修等により、服務規律の確保や公務員倫理の醸成に継続的に取り組むとともに、管理職員においては、日頃から職員とのコミュニケーションを図り、風通しの良い職場環境づくりに努めるなど、不祥事の未然防止に向けた取組を継続していくことが必要である。

## ② 女性職員の登用

複雑・高度化、多様化する行政課題に的確に対応し、かつ効率的・効果的な市政運営を実現するためには、職員の男女を問わず、多様な視点を政策決定・意思形成過程に反映することが求められる。

本市では、「岡山市特定事業主行動計画（平成 28 年 4 月 1 日改定）」において、平成 33 年 4 月 1 日時点で課長相当職以上に占める女性職員の割合を 14%とする目標を掲げ、平成 29 年 4 月 1 日におけるその割合は 10.6%と、昨年度の 9.5%から 1.1 ポイントの増加となった。当該割合については、将来的に 30%を目指すこととしており、性別による固定的な職務分担の観念を払拭した任用を進めているところである。

また、キャリア形成支援のため、出産・育児期の前に複数の職場を経験

できるよう早めの人事ローテーションの実施、多様な職域・職務への登用、女性職員を対象とした政策立案研修等の実施など様々な取組を行い、女性職員の活躍推進のための環境整備を進めている。

女性職員がその能力と適性を十分に発揮して活躍するためには、キャリアアップへの不安緩和と意欲向上、将来の管理職を担う女性職員の育成、所属長等の意識・姿勢の改革、ワーク・ライフ・バランスの推進などの継続的な取組が重要である。男女が共に職務に対するやりがいと誇りを保ちながら公務を担っていくという観点から、性別、職種にとらわれない能力・実績主義に基づく任用を基本としつつ、女性職員の育成と登用を長期的な視点に立って、総合的に推進していく必要がある。

### ③ 仕事と家庭の両立支援

職員が出産や子育て、家族の介護等、家庭生活における時間を確保し、安心して働き続けられる環境を整備していくことは、職員の心身の健康保持、組織力や公務能率の維持・向上に不可欠であり、質の高い行政サービスの提供のためにも、重要な課題である。

本市の特定事業主行動計画では、すべての職員が職場及び家庭において子育ての意義についての理解を深め、仕事と子育ての両立を図ること等を目的とし、男性職員の子育て休暇取得率 100%などの数値目標を掲げて取り組んでいる。その中で、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や女性が活躍できる職場づくりを推進するため、課長級以上の職員がイクボス宣言を行うことによりその実践を強力に進めるとともに、子育て支援ガイドの配布や育児休業中の職員サポートメニューの実施など、積極的にその実現に向けた取組を行っている。併せて、ワーク・ライフ・バランスの実現に配慮した人事配置などを行いその推進を図っている。

また、本年1月には仕事と家事・育児・介護などの両立支援等のための休暇制度等の改正を行い、その周知も行ったところである。

任命権者においては、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けて、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境づくりと制度の周知に努めるとともに、効率的・効果的な業務執行のための働き方改革を積極的に推進していくことが必要である。

### ④ 時間外勤務の縮減

長時間にわたる時間外勤務は、公務能率、職員の心身の健康や労働意欲、

家庭生活にも大きな影響を及ぼすものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材の確保などの観点からも、働き方改革を推進し、時間外勤務を縮減することは極めて重要な課題である。

本市においては、職員 1 人あたりの平均時間外勤務時間数は若干増加傾向となっており、過重労働面談該当者についても依然として存在している状況である。また、文部科学省が実施した教員勤務実態調査(平成 28 年度)の集計(速報値)においては、教員の長時間勤務についての状況が明らかになったところである。

時間外勤務の縮減の取組として、時間外勤務の事前命令及び事後確認やノー残業デーの徹底等のほか、一斉定時退庁日の徹底及び朝型時間外勤務の推奨を内容とする「定時退庁推進月間」(7 月及び 8 月の 2 月間)を実施している。また、学校現場においては、学校業務アシスト事業、部活動サポート事業の導入や定時退校日の設定などによる取組が行われているところである。こうした取組を通して職場におけるマネジメントの重要性や業務の効率化、ワーク・ライフ・バランスの推進などに対する意識が醸成され、年間を通じた時間外勤務の縮減に繋がることが望まれる。

平成 29 年 1 月には厚生労働省において「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)が定められ、使用者は労働者の労働時間を適正に把握し、労働時間を適切に管理することとされた。本市においても、時間外勤務の縮減に取り組むなかで、ガイドラインに基づき適切に対応していく必要がある。

各職場においては、管理職員がマネジメント能力を十分に発揮し、職員の勤務実態を適切に把握し業務の効率化や業務配分の見直し等に取り組むとともに、職員一人ひとりが働き方についての意識を持ち、計画的・効率的な業務遂行に努めることが非常に重要である。また、任命権者においては、引き続き、過重労働職員に対する適切な対策を講じつつ、事務の効率化・簡素化をはじめとする事務事業の見直しや人員の適正な配置を行うとともに、それぞれの取組をより一層推進していくことが必要である。

## ⑤ 職員の健康の保持と職場環境の整備

職員が心身ともに健康を保持し職務に従事することは、質の高い市民サービスの提供や公務能率の向上、活力ある組織を維持していくうえで不可欠なものである。また、職員がその能力を十分に発揮して職務に専念することができる職場環境を整えることは、事業主の重要な責務である。

本市における長期病休者数のうち、その原因がメンタルヘルスの不調によるものは4割以上と、依然として高い水準が続いている。メンタルヘルス対策については、平成26年度から導入しているストレスチェックを引き続き実施し、職員のセルフケアを促すとともに、分析結果等をもとに職員の健康状態や職場環境の把握に努め、必要に応じて適切な改善措置を講ずることにより、メンタルヘルス不調者の発生防止等に繋げていく必要がある。また、引き続き、メンタルヘルス研修等によりセルフケア・ラインケアに関する意識をより高めること、相談窓口を周知すること、所属長・職場・産業保健スタッフ・人事担当課が連携・協力しながら総合的な対策を推進していくことが重要である。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめ、妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする不適切な言動などは、個人の尊厳を侵害するものであり、メンタルヘルスの不調の一因になり得るとともに、職場環境、組織運営に悪影響を及ぼすだけでなく、公務能率の低下、ひいては、市民サービスの低下といった影響にまで及ぶことが懸念される。各種研修での職員に対する意識付けの機会などを通じて、職員一人ひとりが正しい理解を持ち、その意識を高める取組を継続的に続けていく必要がある。

職員間のコミュニケーションが活発で明るく風通しの良い職場づくりに取り組むとともに、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策、前述の時間外勤務の縮減に向けた取組等を総合的に推進していくことが必要である。

## ⑥ 高齢期の雇用問題

公的年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、平成26年度から公的年金が全く支給されない定年退職者が生じており、平成28年4月からは支給開始年齢が62歳に引き上げられた。

平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」において、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用希望者については再任用するものとされ、平成27年12月の閣議発言において、「国家公務員の雇用と年金の接続については、引き続き、再任用することにより対応することが適当」との考えが示された。地方公務員においては、「雇用と年金の接続については、再任用制度が一定程度定着してきていることから、国家公務員に係る方針を踏まえ、

引き続き、再任用により対応するよう、地方公共団体に要請する」とされたところである。

本市においては、すでに定年退職者の多くが再任用職員として職務に励んでいるが、今後も、士気を保ち、その知識や経験、技術を十分に活かしながら、行政ニーズに的確に対応することができるよう、再任用制度を適切に運用していく必要がある。

また、平成 29 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」では、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進めること」とされた。

雇用と年金の接続は、公務員だけでなく社会全体の継続的な課題でもあり、公務員の定年の引上げに係る議論の内容や、国、他の地方公共団体、民間企業等の動向を注視していく必要がある。

#### ⑦ 多様な雇用形態の職員

社会経済状況や市民ニーズの変化、行政課題の複雑・多様化に的確に対応するため、任期の定めのない常勤職員とともに、非常勤職員などの多様な雇用形態の職員が、市政運営の担い手として協働し、重要な役割を果たしている。

これらの職員について、高い意欲とやりがいを持ちながら安心して職務に励むことができ、協働関係が円滑、強固なものとなるよう、それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と良好な職場環境の整備に引き続き努める必要がある。

また、平成 29 年 5 月に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、会計年度任用職員の任用等に関する規定とともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、併せて会計年度任用職員に対する給付についての規定が整備された。平成 32 年 4 月 1 日の改正法の施行に向けて、制度の適正かつ円滑な実施のための準備を進めていく必要がある。



## 8 おわりに

本年の職員の給与等に関する報告は以上のとおりである。

既に述べたとおり、人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的とするものである。質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員が高い士気を保ちつつ、安心して職務に励むことができるよう、市民の理解を得て、適正な勤務条件を確保していくことが重要である。このためには、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とすることが、長期的な視点において、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えられる。

本市においては、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けて、時間外勤務の縮減の取組を行うなど、働き方改革の推進に努め、こうした取組を通して、職員が心身の健康を保持し、その意欲と能力を最大限に発揮することで、多様化・高度化する市民ニーズに適切に応えていかなければならない。

また、全ての職員が公務に対する熱意と誇りを持ちながら真摯に職務に励み、全体の奉仕者として高い倫理観と強い使命感を持って、市民の信頼と期待に応えていくことを強く希望する。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持していくものである。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。



## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

### 1 給料表及び諸手当の改定

#### (1) 給料表

別紙第 1 報告のむすびで述べた事項を踏まえ、本市職員の給与と民間給与の較差を解消するため、給料表を改定すること。

#### (2) 扶養手当

別紙第 1 報告のむすびで述べた事項を踏まえ、所要の措置を講ずること。

#### (3) 初任給調整手当

別紙第 1 報告のむすびで述べた事項を踏まえ、初任給調整手当を改定すること。

#### (4) 勤勉手当

勤勉手当の支給月数については、別紙第 1 報告のむすびで述べたとおり改定すること。

### 2 扶養手当制度の見直し

別紙第 1 報告のむすびで述べた事項を踏まえ、扶養手当を改定すること。

### 3 改定の実施時期

この改定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1の(4)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

また、2の扶養手当制度の見直しについては、平成 30 年 4 月 1 日から実施することとし、扶養手当の月額改定に当たっては、本市の実情を考慮して段階的に実施すること。



# 参 考 资 料



# 目 次

## 参考資料

1 職員給与関係	1
第 1 表 給料表別平均給与月額等	4
第 2 表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第 3 表 給料表別、級別、年齢別職員数	22
第 4 表 扶養手当の支給状況	32
第 5 表 住居手当の支給状況	33
第 6 表 通勤手当の支給状況	34
第 7 表 管理職手当の支給状況	35
第 8 表 給料表別、級別再任用職員数	36
2 民間給与関係	37
第 9 表 産業別、企業規模別調査事業所数	39
第 10 表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	40
第 11 表 民間における初任給の改定状況	49
第 12 表 職種別、学歴別初任給	49
第 13 表 民間における給与改定の状況	49
第 14 表 民間における定期昇給の実施状況	50
第 15 表 民間における定期昇給制度の状況	50
第 16 表 民間における住宅手当の支給状況	50
第 17 表 民間における家族手当の支給状況	51
第 18 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	52
第 19 表 民間における特別給の支給状況	52
第 20 表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	53
第 21 表 公民給与比較における役職段階の対応関係	54
3 生計費関係	55
第 22 表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成 29 年 4 月)	56
4 労働経済関係	57
第 23 表 労働経済指標	58





# 1 職員給与関係

# 1 職員給与関係

## 平成 29 年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的

この調査は、本市職員の給与の実態を把握し、給与に関する基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査期日

平成 29 年 4 月 1 日

### (3) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

①技能労務職員

②企業職員

③臨時的任用職員

④任期付職員

(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 4 条に基づく採用者)

⑤調査期日現在休職中の職員

⑥調査期日現在休業中の職員

⑦調査期日現在短時間勤務職員 (再任用職員以外の者に限る。)

⑧調査期日現在在籍専従の許可を受けている職員

⑨調査期日現在停職、減給中の職員

⑩調査期日現在派遣されている職員

### (4) 分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は別表のとおりである。

### (5) 調査事項

給料表適用職員数、給与額、年齢、経験年数、学歴等について調査した。

### (6) 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事課及び給与課並びに教育委員会事務局教職員課及び教育給与課の協力を得た。

別 表

給 料 表	適 用 職 員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
教育職給料表（１）	岡山市立高等学校に勤務する校長、教諭、実習教諭、助教諭、講師及び実習助手等
教育職給料表（２）	幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭
保育幼児教育職給料表	幼保連携型認定こども園に勤務する園長、副園長、保育教諭
医療職給料表（１）	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表（２）	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士及び臨床検査技師等
医療職給料表（３）	保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師
行政職給料表 〔岡山県〕	岡山市立小学校及び中学校に勤務する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第２条第３項に規定する事務職員
教育職給料表（一） 〔岡山県〕	岡山市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭及び講師等で岡山市の教育職給料表（１）の適用を受ける者以外の職員
医療職給料表（二） 〔岡山県〕	岡山市立小学校及び中学校に勤務する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第２条第３項に規定する学校栄養職員
小学校・中学校教育職員給料表 〔岡山県〕	岡山市立小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師等

第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数			平均給					
	性別構成比		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	単身赴任手当	
	男	女							
人	%	%	円	円	円	円	円	円	
行政職給料表	4,026	69.0	31.0	336,031	10,474	10,915	6,030	12,131	60
教育職給料表（1）	2	50.0	50.0	413,100	9,750	12,686	13,500	0	0
教育職給料表（2）	189	2.1	97.9	327,039	2,468	10,242	4,440	11,922	0
保育幼児教育職給料表	88	1.1	98.9	308,892	2,744	9,473	6,301	4,125	0
医療職給料表（1）	6	50.0	50.0	547,733	10,333	98,435	0	57,150	0
医療職給料表（2）	79	26.6	73.4	366,157	6,032	11,415	3,854	8,320	0
医療職給料表（3）	68	2.9	97.1	252,565	640	7,596	9,601	0	0
行政職給料表 [岡山県]	119	16.0	84.0	308,914	2,920	9,366	4,006	350	0
教育職給料表（一） [岡山県]	33	48.5	51.5	400,016	9,348	12,386	3,258	3,533	0
医療職給料表（二） [岡山県]	1	*	*	*	*	*	*	*	*
小学校・中学校教育 職員給料表 [岡山県]	2,792	45.9	54.1	369,836	6,914	11,441	5,724	5,423	0
計	7,403	55.7	44.3	347,808	8,569	11,107	5,841	9,152	32
公民給与比較 対象職員	2,761	73.7	26.3	351,816	10,879	11,509	5,497	15,035	76

- (注) 1 「給料」には、給料表の切替えに伴う経過措置額、給料の調整額及び教職調整額を含む。  
 2 「その他手当」は、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当である。  
 3 「平均年齢」及び「平均経験年数」は、10進法により表示している。（第3表について同じ。）  
 4 「公民給与比較対象職員」は、岡山市行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者を除いた事務職員及び技術職員である。  
 5 百分率（%）で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。（以下第2表までについて同じ。）  
 6 医療職給料表（二）[岡山県]については、職員数が1人であるため、「\*」としている。また、第2表、第3表は省略している。  
 7 再任用職員は含まれていない。（以下第7表まで同じ。）

与 月 額					平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別構成比			
初任給 調整手当	小計	通勤手当	その他 手当	合計			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
円	円	円	円	円	歳	年	%	%	%	%
0	375,641	8,031	0	383,672	42.7	20.7	67.4	11.9	19.1	1.7
0	449,036	5,750	5,750	460,536	54.2	29.8	50.0	0.0	50.0	0.0
0	356,111	8,277	0	364,388	39.4	17.2	81.5	18.5	0.0	0.0
0	331,535	8,960	0	340,495	38.1	16.8	43.2	56.8	0.0	0.0
164,017	877,668	5,612	0	883,280	52.7	28.2	100.0	0.0	0.0	0.0
0	395,778	7,745	0	403,523	46.4	24.0	40.5	59.5	0.0	0.0
0	270,402	8,887	0	279,289	31.5	8.1	88.2	11.8	0.0	0.0
0	325,556	6,055	0	331,611	41.1	22.0	72.3	11.7	16.0	0.0
0	428,541	5,277	7,779	441,597	45.8	22.7	100.0	0.0	0.0	0.0
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
0	399,338	5,725	5,572	410,635	42.7	20.0	98.8	1.2	0.0	0.0
133	382,642	7,137	2,138	391,917	42.5	20.2	79.5	9.0	10.6	0.9
0	394,812	7,836	0	402,648	45.1	22.9	71.9	6.2	19.5	2.4

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

号給	1	2	3	4	5	6	7	8
級	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								1
9	2							
10								
11								
12	1							
13							1	1
14								1
15							1	1
16	4							9
17	4							1
18	1	1	4					1
19			4					1
20	8	5		2				1
21	4	1	1	1				2
22	1	3	2	1			1	
23		1		4			1	1
24	4	12	4					1
25	2	2	2	7			1	2
26	3	6	7	2				
27			7	2				1
28	2	23	6					
29	61	13	2	1			1	
30	2	23	20				1	2
31		7	6	1	1		7	
32	60	24	5	1		1	4	1
33	8	13	23	5		1	6	
34	10	15	9			2	6	
35		8	2			5	15	
36	56	5	32	1		6	3	
37	7	4	6	7		4	5	
38	36	13	2		1	10	3	
39		16	10	3		6	1	
40	38	22	8	2		12	4	
41	7	6	44	15	2	19	2	
42	53	33	13	1		12	4	
43	1	8	16	1	5	12		
44	41	14	11			14	3	
45	7	11	40	22	7	6	7	
46	59	27	10	1	1	17	3	
47	4	12	12	1	10	15	2	
48	9	5	16	2	5	12		
49	10	39	51	22	16	10	5	
50	52	10	15	7	4	2		
51	3	5	15	3	22	10		
52	43	15	11	1	7	10		
53	4	12	64	11	8	6		
54	44	5	17	4	8	2		
55		14	31	2	10	5		
56	46	9	10	13	13	9		
57	6	10	36	16	10	6		
58	38	6	9	2	6	4		
59	3	6	7	5	8	5		
60	40	5	10	11	14	2		
61	6	15	14	26	12	3		
62	13	4	13	4	11	3		
63	3	6	13	10	10	1		
64	13	3	14	5	12			
65	11	9	22	27	11	4		
66	3	7	13	10	23			
67	8	8	13	7	6			
68	9	2	22	7	17			

号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
69	2	12	18	25	14			
70	11	2	8	4	22			
71		6	15	4	4			
72	10	3	15	4	14			
73	2	5	14	11	14			
74	2	2	7	9	8			
75	1		10	9	7			
76	2	4	10		9			
77		1	14	15	17			
78		3	10	5	2			
79		1	9	9	6			
80	5	4	7	6	3			
81		6	7	13	10			
82	3	2	7	2				
83	2	2	7	4	5			
84	2	3	2	8	3			
85	1	1	12	11	5			
86	2	5	4	4	4			
87	1	3	7	7	8			
88	2	5	6	8	3			
89		3	11	4	4			
90	1	7	13	7	1			
91		2	13	4				
92	1	4	8	4				
93		4	6	8	3			
94	1	8	13	3				
95		5	8	3				
96		4	5	1				
97	1		6	8				
98		7	6	2				
99		3	6	3				
100		1	7	1				
101		6	3	3				
102		4	3	2				
103		1	1	3				
104		4	3	1				
105		1	3	4				
106		4	2	1				
107		6	6	3				
108		3	2	1				
109			3					
110		6	5					
111		2	2					
112		2						
113			2					
114		2						
115		5						
116		4						
117		1						
118		7						
119		4						
120		8						
121		18						
122		6						
123		24						
124		4						
125		9						
126		1						
127		5						
128		3						
129		17						
計	902	798	1,050	500	426	236	87	27
構成比	22.4%	19.8%	26.1%	12.4%	10.6%	5.9%	2.2%	0.7%

適用職員数	4,026人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下本表について同じ。)

その2 教育職給料表（1）

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120			1		
121					
122					
123					
124					
125			1		
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計		0	2	0	0
構成比		—	100.0%	—	—

適用職員数	2人
-------	----



その3 教育職給料表(2)

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12			1		
13			5		
14					
15					
16			3		
17			2		
18			1		
19					
20			8		
21			3		
22					
23					
24			3		
25			2		
26			3		
27					
28			6		
29			2		
30			3		
31					
32			2		
33			1		
34			2		
35					
36			4		
37					
38			1		
39					
40			3		
41					
42					
43					
44			2		
45					
46					
47			1		
48			3		
49					
50			3		
51			1		
52			4		
53			1	1	
54					
55				1	
56				1	
57			1		
58					
59			2		
60					
61			1		
62					
63			1		
64					
65			2	1	
66			2	1	
67			2		
68				1	
69			3		
70					
71			1	1	
72				2	
73			2		
74					
75			1	1	
76					
77					
78				4	
79				1	
80			2	3	

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
81					
82			3		
83			1	3	
84			3	1	
85			2		
86				7	
87			4	1	
88			1	1	
89			3	4	
90			1		
91				1	
92				1	
93			2	6	
94			1		
95			1		
96			2		
97			4		
98			1		
99			2		
100					
101			1		
102			3		
103			1		
104					
105			2		
106					
107					
108					
109			3		
110					
111			1		
112					
113			1		
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121			1		
122			1		
123			1		
124			1		
125			1		
126					
127			1		
128					
129					
130					
131					
132			1		
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143			2		
144					
145			1		
146					
147					
148			1		
149			1		
150					
151			1		
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計		0	146	43	0
構成比		—	77.2%	22.8%	—

適用職員数	189人
-------	------

その4 保育幼児教育職給料表

給 号	1	2	3	4	5	6
級	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28	1	1				
29		1				
30	2	2				
31		1				
32		3				
33						
34						
35						
36	1	1				
37						
38						
39						1
40			1			
41		1		1		
42	3	1				
43						
44						1
45						
46	7	2				
47						
48				1		
49		2				1
50		1	1			
51						
52	5					
53			1	1		
54	1			1		
55		1				
56	3					
57				1	2	
58	2					
59		1				
60	5		1			
61		1		1		
62						
63			2			
64	1		2			
65		1				
66			1			
67	1		1		1	
68						

給号	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
69			1	1		
70			1			
71			1	1		
72	1		1			
73						
74			1	2		
75						
76						
77			1	1		
78						
79						
80						
81			1			
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113			1			
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計	33	20	18	11	3	3
構成比	37.5%	22.7%	20.5%	12.5%	3.4%	3.4%

適用職員数 88人

その5 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					1
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47				1	
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60		1			
61					
62				1	
63					
64					

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65				1	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77			1		
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	0	1	1	3	1
構成比	—	16.7%	16.7%	50.0%	16.7%

適用職員数	6人
-------	----

その6 医療職給料表（2）

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12				1					
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19			1						
20									
21									
22									
23									
24				1					
25									
26					1				
27			1						
28									
29									
30									
31						1			
32		1							
33									
34									
35									
36									
37									1
38									
39						1		1	
40									
41						2			
42				1	1				
43						1			
44					1	2	2		
45						1			
46						2		1	
47						6			
48						2	1		
49						1			
50					1	2	1		
51						2			
52				1		3	1		
53							1	1	
54						1			
55						1	2		
56									
57							2		
58									
59									
60						1			
61						2			
62									
63					1				
64						2			

給号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
65		人	人	人	人	人	人	人	人
66							9		
67						1			
68									
69									
70									
71									
72						1			
73						1			
74						1			
75						2			
76									
77						1			
78									
79						1			
80									
81									
82									
83									
84									
85						2			
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92					1				
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
計		1	2	4	6	43	19	3	1
構成比		1.3%	2.5%	5.1%	7.6%	54.4%	24.1%	3.8%	1.3%

適用職員数	79人
-------	-----

その7 医療職給料表（3）

号給	級	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4				1				
5				1				
6				2				
7				1				
8				1				
9			6					
10								
11								
12				5				
13				1				
14								
15				1	1			
16			2					
17			3					
18				1				
19								
20			3	4				
21					2			
22								
23			1		1			
24								
25			4	1				
26								
27					2			
28								
29				1				
30					2			
31			1					
32				1	2			
33			1					
34					1			
35					1			
36								
37			2					
38			2		3			
39								
40								
41			1					
42					3			
43								
44								
45								
46					2			
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
65								
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93						1		
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								



給 号	級						
	1	2	3	4	5	6	7
129	人	人	人	人	人	人	人
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	26	21	20	1	0	0
構成比	—	38.2%	30.9%	29.4%	1.5%	—	—

適用職員数	68人
-------	-----

その8 行政職給料表 [岡山県]

給 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
級	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18	1		1						
19	1	1							
20									
21									
22		2							
23	3	2							
24									
25									
26	2	1	1						
27									
28									
29									
30	1								
31	1	1							
32	2								
33	2		1						
34	2		1						
35	1		1						
36	3								
37	1								
38	2								
39	1								
40									
41									
42									
43	1								
44									
45									
46	2								
47	1								
48									
49									
50	2			3					
51				1					
52	1								
53			2		1	1			
54	1			2					
55	1			1					
56									
57	1			2					
58			1						
59					2				
60				1	3				
61									
62				1					
63				2					
64			1	1					
65			2		1				
66									
67			1						
68			2		2				

給 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
級	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69			4		1				
70					1				
71			1		1				
72			2		2				
73									
74	2		2						
75			1						
76					1				
77									
78					1				
79					1				
80									
81					2				
82					1				
83									
84									
85					1				
86			1		1				
87					10				
88									
89					2				
90									
91	1								
92									
93	1								
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113			1						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	37	7	26	14	34	1	0	0	0
構成比	31.1%	5.9%	21.8%	11.8%	28.6%	0.8%	-	-	-

適用職員数	119人
-------	------

その9 教育職給料表（一） [岡山県]

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24		1			
25					
26					
27					
28					
29					
30		1			
31					
32					
33					1
34					
35		1			
36					
37					
38		1			
39					
40					
41					
42		2			
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54		1			
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72				1	
73		1			
74					
75					
76					

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
77					
78					
79		1			
80		2			
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89		1			
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97		1			
98					
99					
100					
101		1			
102					
103		1			
104					
105					
106					
107		1	1		
108					
109		1			
110					
111					
112					
113					
114					
115		1			
116					
117					
118		1			
119		1			
120					
121		1			
122					
123					
124					
125		2			
126					
127					
128		1			
129					
130		3			
131		2			
132					
133					
134					
135		1			
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	30	1	1	1
構成比	—	90.9%	3.0%	3.0%	3.0%

適用職員数	33人
-------	-----

その10 小学校・中学校教育職員給料表 [岡山県]

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		42			
18		8			
19		65			
20		11			3
21		5			7
22		3			25
23		64			22
24		5			8
25		8			3
26		12			2
27		3			3
28		10			
29					
30					
31		2			4
32		69			6
33		4			6
34		15			6
35		12			4
36		48			3
37		4			26
38		11			
39		12			
40		40			
41		7			
42		18			
43		19			
44		47			
45		8			
46		29			
47		11			
48		27			
49		6			
50		16			
51		15			
52		18			
53		4			
54		16			
55		19			
56		28			
57		12			
58		16			
59		11			
60		22			
61		3			
62		17			
63		15			
64		21			
65		10			
66		4			
67		14			
68		35			
69		8	1		
70		1			
71			1	2	
72				4	
73		1			
74		10		5	
75		10		1	
76		27		2	
77		14	2	3	
78		14		10	
79		28	2		
80		12	1	1	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
81		21		6	
82		11	3	6	
83		15		3	
84		14	1	17	
85		25	3	4	
86		18	2	8	
87		13	1	8	
88		9	1	13	
89		12	5	7	
90		10	1	6	
91		14	5	5	
92		12	1	13	
93		15	2	31	
94		10	6		
95		11	1		
96		11	15		
97		17	3		
98		13	2		
99		19	2		
100		8	6		
101		17	5		
102		11	2		
103		19	1		
104		14	8		
105		20	2		
106		14	3		
107		15	2		
108		10	1		
109		14			
110		9			
111		27			
112		6			
113		15			
114		13			
115		8			
116		15			
117		7			
118		16			
119		20			
120		9			
121		14			
122		20			
123		18			
124		17			
125		14			
126		9			
127		28			
128		28			
129		28			
130		50			
131		15			
132		39			
133		24			
134		25			
135		20			
136		21			
137		44			
138		17			
139		24			
140		64			
141		36			
142		38			
143		38			
144		10			
145		33			
146		38			
147		33			
148		20			
149		34			
150		12			
151		4			
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	0	2,418	91	155	128
構成比	—	86.6%	3.3%	5.6%	4.6%

適用職員数 2,792人

### 第3表 給料表別、級別、年齢別職員数

#### その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8
18歳	2							
19歳	5							
20歳	5							
21歳	15							
22歳	59							
23歳	80							
24歳	84							
25歳	94							
26歳	93							
27歳	107							
28歳	87							
29歳	103	3						
30歳	40	11						
31歳	46	32						
32歳	27	36	3					
33歳	22	47	2					
34歳	8	44	9	2				
35歳	7	43	18	5				
36歳	5	52	19	8			1	
37歳	2	37	30	4				
38歳	2	41	35	9				
39歳	2	37	56	3				
40歳	2	30	57	7	2		1	
41歳	1	27	71	13				1
42歳		44	94	18	2		2	
43歳		35	111	22	1			
44歳		15	93	42	5			
45歳	1	13	79	44	16			
46歳		9	50	47	21			
47歳		18	39	36	25			
48歳		9	46	36	32	1		
49歳		15	30	29	39	5	1	
50歳		17	31	25	42	6		1
51歳	1	20	18	18	44	12	2	
52歳		26	26	22	41	30	2	
53歳	2	27	20	25	33	31	3	
54歳		27	22	17	18	25	8	
55歳		18	16	11	26	31	9	1
56歳		14	14	12	25	24	16	4
57歳		14	14	20	15	27	9	4
58歳		23	20	14	20	29	18	8
59歳		11	27	11	19	15	15	8
60歳以上		3						
計	902	798	1,050	500	426	236	87	27
平均年齢	歳 27.3	歳 42.5	歳 45.3	歳 48.3	歳 51.9	歳 55.1	歳 56.1	歳 57.2

その2 教育職給料表(1)

級 年齢	1	2	3	4
18歳				
19歳				
20歳				
21歳				
22歳				
23歳				
24歳				
25歳				
26歳				
27歳				
28歳				
29歳				
30歳				
31歳				
32歳				
33歳				
34歳				
35歳				
36歳				
37歳				
38歳				
39歳				
40歳				
41歳				
42歳				
43歳				
44歳				
45歳				
46歳				
47歳				
48歳				
49歳				
50歳				
51歳		1		
52歳				
53歳				
54歳				
55歳				
56歳		1		
57歳				
58歳				
59歳				
60歳以上				
計	0	2	0	0
平均年齢	歳 —	歳 54.2	歳 —	歳 —

その3 教育職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4
18歳				
19歳				
20歳				
21歳				
22歳		4		
23歳		5		
24歳		14		
25歳		7		
26歳		8		
27歳		11		
28歳		6		
29歳		1		
30歳		2		
31歳		7		
32歳		4		
33歳		3		
34歳		1		
35歳		5		
36歳		3		
37歳		2		
38歳		7		
39歳		4		
40歳		11		
41歳		4		
42歳		8		
43歳		4		
44歳		4		
45歳		5	3	
46歳		1		
47歳		2	2	
48歳		1	4	
49歳		3	2	
50歳		2	2	
51歳		1	5	
52歳			5	
53歳				
54歳			3	
55歳		1	2	
56歳				
57歳			4	
58歳		3	6	
59歳		2	5	
60歳以上				
計	0	146	43	0
平均年齢	歳 —	歳 35.3	歳 53.4	歳 —



その4 保育幼児教育職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6
18歳	人	人	人	人	人	人
19歳						
20歳						
21歳						
22歳						
23歳	3					
24歳	1					
25歳	3					
26歳	6					
27歳	6					
28歳	3					
29歳	7					
30歳	2					
31歳		2				
32歳	1	3				
33歳						
34歳		2				
35歳	1	1				
36歳		1				
37歳		3				
38歳						
39歳		3				
40歳		2				
41歳		2				
42歳		1	1	1		
43歳			1			
44歳			2	1		
45歳			2	2		
46歳			4			
47歳			4	1		
48歳			2	2		
49歳				1		
50歳			1	2		
51歳				1	1	
52歳					1	
53歳						
54歳						1
55歳						
56歳					1	
57歳			1			
58歳						1
59歳						1
60歳以上						
計	33	20	18	11	3	3
平均年齢	歳 27.7	歳 37.0	歳 47.0	歳 47.5	歳 53.4	歳 57.3

その5 医療職給料表(1)

級 年齢	1	2	3	4	5
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳					
32歳					
33歳					
34歳					
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳					
40歳					
41歳		1			
42歳					
43歳					
44歳					
45歳					
46歳					
47歳					
48歳					
49歳			1		
50歳					
51歳					
52歳				1	
53歳					
54歳					
55歳					
56歳				1	1
57歳					
58歳					
59歳					
60歳以上				1	
計	0	1	1	3	1
平均年齢	歳 —	歳 41.5	歳 49.0	歳 56.4	歳 56.6

その6 医療職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8
18歳	人	人	人	人	人	人	人	人
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳								
24歳		1						
25歳								
26歳								
27歳	1							
28歳		1	1					
29歳								
30歳								
31歳			1					
32歳								
33歳								
34歳			1					
35歳								
36歳				1	1			
37歳			1					
38歳				1				
39歳								
40歳				1	1			
41歳				1	5			
42歳					6			
43歳				1	5			
44歳				1	5			
45歳					3			
46歳					5	1		
47歳					1	2		
48歳					1	1		
49歳					4	2		
50歳					1			
51歳					1			
52歳					1	2		
53歳					2			
54歳					1		1	
55歳						2		
56歳							1	
57歳						4	1	
58歳						3		1
59歳						2		
60歳以上								
計	1	2	4	6	43	19	3	1
平均年齢	歳 27.2	歳 26.6	歳 32.8	歳 40.7	歳 45.5	歳 54.2	歳 56.2	歳 58.2

その7 医療職給料表(3)

年齢 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
18歳							
19歳							
20歳							
21歳							
22歳		5					
23歳		2					
24歳		5					
25歳		6					
26歳		1	1				
27歳			5				
28歳		1	6				
29歳			1				
30歳		1	1				
31歳		2	2				
32歳			2	2			
33歳			1	1			
34歳		1	2	1			
35歳				4			
36歳				1			
37歳				6			
38歳				3			
39歳				1			
40歳							
41歳							
42歳							
43歳				1			
44歳							
45歳							
46歳							
47歳							
48歳							
49歳		1					
50歳							
51歳							
52歳							
53歳							
54歳							
55歳					1		
56歳		1					
57歳							
58歳							
59歳							
60歳以上							
計	0	26	21	20	1	0	0
平均年齢	歳 —	歳 27.8	歳 29.8	歳 36.8	歳 55.9	歳 —	歳 —

その8 行政職給料表 [岡山県]

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳									
19歳									
20歳									
21歳	1								
22歳	2								
23歳	4								
24歳	3								
25歳	6								
26歳	5								
27歳	1								
28歳	3	2							
29歳	4	3							
30歳	2	1							
31歳		1	1						
32歳									
33歳			1						
34歳	2								
35歳	2		1						
36歳			2						
37歳	1								
38歳									
39歳	1								
40歳			3						
41歳			2						
42歳			2						
43歳			7						
44歳			3	1					
45歳			1	3					
46歳			1	4					
47歳				4					
48歳			1	1	5				
49歳				1	2				
50歳					4				
51歳					2				
52歳									
53歳					1				
54歳					4				
55歳					2				
56歳			1		2				
57歳					4				
58歳					4				
59歳					4	1			
60歳以上									
計	37	7	26	14	34	1	0	0	0
平均年齢	歳 27.8	歳 29.5	歳 42.1	歳 46.8	歳 54.2	歳 59.4	歳 -	歳 -	歳 -

その9 教育職給料表（一） [岡山県]

級 年齢	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳		1			
27歳					
28歳					
29歳		2			
30歳					
31歳		2			
32歳		1			
33歳					
34歳		1			
35歳					
36歳		1			
37歳					
38歳					
39歳		1			
40歳		1			
41歳					
42歳		2			
43歳					
44歳		1			
45歳		1			
46歳		2			
47歳		1			
48歳		1			
49歳					
50歳				1	
51歳		2			
52歳		2			
53歳		2			
54歳		3			
55歳		1	1		
56歳		1			
57歳					
58歳		1			
59歳					1
60歳以上					
計	0	30	1	1	1
平均年齢	歳 —	歳 44.9	歳 55.1	歳 50.7	歳 59.7

その10 小学校・中学校教育職員給料表 [岡山県]

級 年齢	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳		42			
23歳		82			
24歳		78			
25歳		102			
26歳		79			
27歳		61			
28歳		84			
29歳		77			
30歳		46			
31歳		58			
32歳		69			
33歳		49			
34歳		58			
35歳		56			
36歳		52			
37歳		55			
38歳		70			
39歳		42			
40歳		48			
41歳		56			
42歳		64			
43歳		59	1		
44歳		61	1		
45歳		42	2		
46歳		49	4		
47歳		52	3		
48歳		53	10	3	
49歳		78	8	5	
50歳		64	6	7	
51歳		77	11	8	
52歳		59	14	21	1
53歳		68	9	25	3
54歳		79	6	26	4
55歳		79	4	26	5
56歳		72	7	13	17
57歳		71	3	6	38
58歳		62	2	6	26
59歳		65		9	34
60歳以上					
計	0	2,418	91	155	128
平均年齢	歳 —	歳 40.9	歳 51.7	歳 54.3	歳 57.8

## 第4表 扶養手当の支給状況

### その1 扶養手当の支給区分別職員数

支給されている職員	扶養親族の内訳					支給されていない職員
	配偶者 13,000円	1人目		2人目 以降 6,500円	特定期間 にある子 加算 5,000円	
		配偶者有 の場合 6,500円	配偶者無 の場合 11,000円			
人 2,155	人 1,198	人 1,771	人 90	人 1,189	人 756	人 2,303

- (注) 1 特定期間にある子とは、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子をいう。
- 2 支給されている職員1人当たりの平均手当月額は、20,174円である。
- 3 「行政職給料表[岡山県]」、「教育職給料表(一)[岡山県]」、「医療職給料表(二)[岡山県]」、「小学校・中学校教育職員給料表[岡山県]」の適用を受ける職員は含まない。(以下第7表までについて同じ。)

### その2 扶養親族数別職員数

1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	計
人 679	人 704	人 582	人 161	人 25	人 4	人 2,155

- (注) 支給されている職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.1人である。



第5表 住居手当の支給状況

区 分	職員数
支給されている職員（借家・借間に居住する職員）	1,035 人
手当月額11,000円以下の受給者	0
手当月額 11,100円以上 27,000円未満の受給者	307
手当月額 27,000円の受給者	728
支給されていない職員	3,423
計	4,458
支給されている職員1人当たり平均手当月額	25,752 円

第6表 通勤手当の支給状況

区 分	職員数
支給されている職員	4,088 人
交通機関等利用者	304
交通用具（自動車等）使用者（手当月額）	3,508
2km未満 (3,800円)	2
片道2km以上 5km未満 (5,100円)	978
片道5km以上 10km未満 (7,200円)	1,199
片道10km以上 15km未満 (9,100円)	651
片道15km以上 20km未満 (11,500円)	349
片道20km以上 25km未満 (13,800円)	170
片道25km以上 30km未満 (16,100円)	82
片道30km以上 35km未満 (18,100円)	45
片道35km以上 40km未満 (20,500円)	20
片道40km以上 45km未満 (22,800円)	7
片道45km以上 50km未満 (23,700円)	1
片道50km以上 55km未満 (24,600円)	1
片道55km以上 60km未満 (25,500円)	1
片道60km以上 (26,400円)	2
交通機関等と交通用具の併用者	276
支給されていない職員	370
計	4,458
支給されている職員1人当たり平均手当月額	8,793 円

第7表 管理職手当の支給状況

給料表 区分	行政職 給料表	教育職 給料表 (1)	教育職 給料表 (2)	保育幼児 教育職 給料表	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	計
職員数 (人)	4,026	2	189	88	6	79	68	4,458
受給者数 (人)	776	0	43	6	5	11	0	841
1種 【理事級】 (130,500円)	0							0
2種 【局長級】 (109,600円)	27							27
3種 【審議監級】 (84,700円)	87				1	1		89
4種 【課長級】 (68,600円)	236	0	0	3	3	3	0	245
5種 【課長補佐級】 (52,400円)	426	0	43	3	1	7	0	480
受給者割合 (%)	19.3	-	22.8	6.8	83.3	13.9	-	18.9
受給者1人当たり の平均手当月額 (円)	62,938	-	52,400	60,500	68,580	59,755	-	62,374

## 第8表 給料表別、級別再任用職員数

### その1 フルタイム勤務職員

給料表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	1			/				1			/
行政職給料表 [岡山県]	5			/	1	4					
小学校・中学校教育職員 給料表 [岡山県]	48		48								
計	54										
60歳	23										
61歳	21										
62歳	5										
63歳	4										
64歳	1										

(注) 再任用職員の適用がない給料表については掲載していない。(次表について同じ。)

### その2 短時間勤務職員

給料表	級									
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8
行政職給料表	317	20	58	/	67	51	67	36	18	
教育職給料表(2)	5		5	/						
保育幼児教育職給料表	7		1	/	1	5				
医療職給料表(2)	4			/			4			
医療職給料表(3)	1			/			1			
小学校・中学校教育職員 給料表 [岡山県]	26		26							
計	360									
60歳	128									
61歳	85									
62歳	68									
63歳	56									
64歳	23									

## 2 民間給与関係

## 2 民間給与関係

### 平成 29 年職種別民間給与実態調査の概要

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成 29 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

本委員会、人事院、岡山県人事委員会等

#### (3) 調査の範囲

##### ① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所 348 事業所

##### ② 調査対象職種

76 職種（事務・技術関係職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ① 標本事業所の抽出

上記(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により 8 層に層化し、これらの層から 125 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第 9 表のとおりである。

##### ② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

##### ③ 調査実人員

初任給関係 234 人（事務・技術関係職種の調査実人員 210 人）、初任給関係以外の調査職種 4,534 人（事務・技術関係職種の調査実人員 4,021 人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 20,674 人であり、うち事務・技術関係職種は 13,732 人である。

#### (5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	113	46	46	21
農業，林業，漁業	0	0	0	0
鉱業，採石業，砂利採取業、 建設業	9	5	3	1
製造業	32	12	10	10
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業，郵便業	22	9	9	4
卸売業，小売業	21	5	12	4
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業	8	7	0	1
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業	21	8	12	1

(注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が12所あった。

2 調査対象事業所125所に占める調査完了事業所113所の割合(調査完了率)は、90.4%。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

# 第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

## その1 公民給与比較の対象職種

### (1) 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務・技術・関係職種	支店長	6	52.8	925,909	81	925,828	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	51.6	949,812	0	949,812	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	4	53.0	830,745	651	830,094	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	53.0	950,050	0	950,050	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	53.0	736,004	1,169	734,835	
	事務部長	168	51.6	607,320	133	607,187	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	131	51.9	620,987	172	620,815	
	短大卒	9	46.2	452,410	0	452,410	
高校卒	27	51.9	606,085	0	606,085		
技術部長	81	49.9	606,210	12,591	593,619	同上	
大学卒	57	50.3	617,191	9,232	607,959		
短大卒	7	48.6	545,916	22,898	523,018		
高校卒	17	49.5	597,360	18,832	578,528		
事務部次長	77	50.7	529,250	10,583	518,667	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	64	50.9	542,116	12,028	530,088		
短大卒	3	51.0	528,723	0	528,723		
高校卒	10	49.7	456,527	5,526	451,001		
技術部次長	23	48.7	479,852	3,517	476,335	同上	
大学卒	15	48.4	506,849	5,550	501,299		
短大卒	2	43.5	376,500	0	376,500		
高校卒	6	51.3	452,032	0	452,032		
事務課長	239	48.3	526,761	6,235	520,526	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	169	47.8	538,984	6,516	532,468		
短大卒	15	50.7	437,552	1,405	436,147		
高校卒	55	49.5	512,516	6,685	505,831		
技術課長	197	48.8	533,553	12,876	520,677	同上	
大学卒	114	47.4	521,284	7,623	513,661		
短大卒	13	48.1	539,694	15,066	524,628		
高校卒	68	51.3	555,888	22,020	533,868		
中学卒	2	45.1	469,400	0	469,400		

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、「\*」としている。(以下本表について同じ。)

2 「平均年齢」は、10進法により表示している。(以下本表について同じ。)

3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)



職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	106	46.3	471,966	29,991	441,975	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	72	45.0	474,074	32,196	441,878	
	短大卒	14	48.8	457,508	21,547	435,961	
	高校卒	19	49.5	481,688	28,910	452,778	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	技術課長代理	48	49.5	496,375	46,013	450,362	同 上
	大学卒	26	48.0	494,982	34,938	460,044	
	短大卒	8	50.6	454,739	42,762	411,977	
	高校卒	14	51.7	524,601	68,170	456,431	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	327	45.1	474,945	62,068	412,877	係の長及び係長級専門職
	大学卒	213	43.7	498,117	72,369	425,748	
	短大卒	33	45.6	357,975	22,879	335,096	
	高校卒	79	50.0	439,503	40,245	399,258	
	中学卒	2	52.6	308,099	2,683	305,416	
技術係長	285	46.6	464,123	54,643	409,480	同 上	
大学卒	95	40.1	417,360	43,988	373,372		
短大卒	20	41.3	373,267	37,354	335,913		
高校卒	169	50.0	493,602	61,231	432,371		
中学卒	1	*	*	*	*		
事務主任	300	40.2	357,478	39,801	317,677	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	
大学卒	205	38.5	368,694	43,421	325,273		
短大卒	54	42.7	329,868	34,429	295,439		
高校卒	41	47.6	328,592	25,376	303,216		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	154	41.3	409,353	56,545	352,808	同 上	
大学卒	55	39.9	388,718	53,077	335,641		
短大卒	16	35.9	332,319	35,658	296,661		
高校卒	83	43.3	438,068	62,923	375,145		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,304	37.8	303,570	28,509	275,061		
大学卒	798	35.7	307,581	28,236	279,345		
短大卒	207	40.2	285,758	24,852	260,906		
高校卒	299	42.3	305,333	32,076	273,257		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	702	36.8	353,504	60,642	292,862		
大学卒	380	35.5	377,312	79,750	297,562		
短大卒	88	35.8	359,244	77,262	281,982		
高校卒	234	38.5	325,264	35,078	290,186		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

## (2) 規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技術 関 係 種	支店長	6	52.8	925,909	81	925,828	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	51.6	949,812	0	949,812	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	工場長	3	50.6	918,226	934	917,292	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	53.0	950,050	0	950,050	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	事務部長	87	51.7	672,048	112	671,936	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	70	51.9	684,365	140	684,225	
	短大卒	4	48.1	483,629	0	483,629	
高校卒	13	51.8	666,776	0	666,776		
技術部長	40	53.3	683,517	11,230	672,287	同上	
大学卒	32	53.0	679,795	9,132	670,663		
短大卒	1	*	*	*	*		
高校卒	7	55.4	700,253	22,115	678,138		
事務部次長	43	50.8	624,015	18,766	605,249	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	39	51.0	619,161	20,099	599,062		
短大卒	1	*	*	*	*		
高校卒	3	50.2	636,290	7,688	628,602		
技術部次長	4	50.8	597,842	584	597,258	同上	
大学卒	4	50.8	597,842	584	597,258		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	151	47.7	580,817	6,611	574,206	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	113	46.8	587,432	5,771	581,661		
短大卒	6	49.0	456,156	3,801	452,355		
高校卒	32	51.1	579,000	10,458	568,542		
技術課長	118	50.0	598,352	19,360	578,992	同上	
大学卒	72	48.1	557,785	9,331	548,454		
短大卒	7	52.9	653,300	23,652	629,648		
高校卒	39	53.2	668,026	38,225	629,801		
中学校卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給する		(A) - (B)		
				給 与 (A)	う ち 時間外手当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	
	大学卒	64	45.8	519,578	38,853	480,725		
	短大卒	41	44.6	527,025	39,908	487,117		
	高校卒	9	46.3	482,880	31,449	451,431		
	中学卒	14	48.9	520,889	40,454	480,435		
	-	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	29	47.9	567,310	55,144	512,166		同 上
	大学卒	18	45.5	540,918	31,771	509,147		
	短大卒	3	52.1	560,475	98,985	461,490		
	高校卒	8	51.4	627,104	88,599	538,505		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	195	44.2	522,722	81,819	440,903		係の長及び係長級専門職
大学卒	136	43.1	540,067	91,232	448,835			
短大卒	6	41.2	361,538	15,473	346,065			
高校卒	52	49.8	461,729	46,271	415,458			
中学卒	1	*	*	*	*			
技術係長	162	48.9	505,893	68,043	437,850	同 上		
大学卒	31	41.4	481,567	69,909	411,658			
短大卒	4	46.2	466,631	100,999	365,632			
高校卒	127	50.6	512,387	66,875	445,512			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務主任	169	38.9	397,366	51,595	345,771	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)		
大学卒	126	37.5	399,612	54,479	345,133			
短大卒	25	43.3	368,304	42,854	325,450			
高校卒	18	44.8	423,128	37,716	385,412			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術主任	83	44.9	489,073	79,762	409,311	同 上		
大学卒	21	42.3	468,653	95,930	372,723			
短大卒	3	39.8	519,241	94,825	424,416			
高校卒	59	46.1	494,795	73,250	421,545			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	573	38.8	335,708	34,830	300,878			
大学卒	345	36.3	340,475	34,780	305,695			
短大卒	79	42.3	322,010	28,652	293,358			
高校卒	149	42.6	331,966	38,435	293,531			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係員	398	37.4	339,437	43,624	295,813			
大学卒	181	36.5	378,060	69,070	308,990			
短大卒	43	32.2	322,667	63,075	259,592			
高校卒	174	38.4	321,639	28,495	293,144			
中学卒	-	-	-	-	-			

## (3) 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	事 務 部 長	70	51.0	552,084	171	551,913	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	54	51.7	565,884	222	565,662	
	短 大 卒	5	44.9	432,339	0	432,339	
	高 校 卒	10	50.5	556,508	0	556,508	
中 学 卒	1	*	*	*	*		
技 術 部 長	34	46.5	545,022	14,807	530,215	同 上	
大 学 卒	19	46.1	555,049	9,602	545,447		
短 大 卒	6	48.7	528,767	25,758	503,009		
高 校 卒	9	45.9	534,689	18,493	516,196		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	25	49.9	407,658	3,199	404,459	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	16	49.6	407,877	2,875	405,002		
短 大 卒	2	53.5	435,514	0	435,514		
高 校 卒	7	49.6	399,283	4,838	394,445		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	16	47.6	451,048	2,284	448,764	同 上	
大 学 卒	8	45.9	468,947	4,568	464,379		
短 大 卒	2	43.5	376,500	0	376,500		
高 校 卒	6	51.3	452,032	0	452,032		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	76	49.3	441,816	6,385	435,431	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大 学 卒	47	49.9	449,053	9,178	439,875		
短 大 卒	7	52.1	415,221	0	415,221		
高 校 卒	22	47.3	434,811	2,447	432,364		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	62	46.3	455,740	4,558	451,182	同 上	
大 学 卒	34	46.0	470,655	5,053	465,602		
短 大 卒	6	43.8	437,787	7,363	430,424		
高 校 卒	20	47.8	434,221	3,319	430,902		
中 学 卒	2	45.1	469,400	0	469,400		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	25	47.1	418,326	27,604	390,722	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	19	45.9	424,619	33,530	391,089	
	短大卒	2	57.0	445,220	15,169	430,051	
	高校卒	3	47.5	379,802	4,887	374,915	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	技術課長代理	14	50.4	428,906	34,191	394,715	同 上
	大学卒	7	51.6	428,052	40,956	387,096	
	短大卒	4	47.8	415,469	8,311	407,158	
	高校卒	3	51.1	448,629	52,663	395,966	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	106	47.4	402,937	27,778	375,159	係の長及び係長級専門職
	大学卒	62	46.0	407,652	27,103	380,549	
	短大卒	21	47.8	376,967	23,396	353,571	
	高校卒	22	50.8	419,199	34,574	384,625	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	技術係長	47	44.9	374,062	23,024	351,038	同 上
	大学卒	20	44.0	366,591	26,761	339,830	
	短大卒	4	39.0	360,186	22,581	337,605	
	高校卒	22	46.8	383,231	20,740	362,491	
	中学卒	1	*	*	*	*	
事務主任	93	43.5	309,275	24,943	284,332	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	61	41.5	321,664	25,300	296,364		
短大卒	20	43.9	305,790	27,435	278,355		
高校卒	12	52.7	252,214	18,977	233,237		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	57	37.1	331,425	32,965	298,460	同 上	
大学卒	25	39.1	366,357	33,452	332,905		
短大卒	11	33.3	293,309	23,929	269,380		
高校卒	21	36.6	309,727	37,088	272,639		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	546	37.9	291,924	26,415	265,509		
大学卒	348	36.1	294,239	25,705	268,534		
短大卒	97	39.6	276,094	23,557	252,537		
高校卒	101	43.2	299,338	32,021	267,317		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	203	37.0	395,204	96,466	298,738		
大学卒	125	36.2	406,697	104,631	302,066		
短大卒	28	38.0	411,447	104,063	307,384		
高校卒	50	38.8	347,320	65,154	282,166		
中学卒	-	-	-	-	-		

## (4) 規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
支店長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	-	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
工場長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	-	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
事務部長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	11	54.8	558,477	0	558,477	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	7	53.6	548,498	0	548,498		
	-	-	-	-	-		
	4	56.8	575,939	0	575,939		
技術部長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	7	51.4	538,254	7,143	531,111	同 上	
	6	52.0	532,963	8,333	524,630		
	-	-	-	-	-		
	1	*	*	*	*		
事務部次長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	9	53.2	527,364	0	527,364	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
	9	53.2	527,364	0	527,364		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
技術部次長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	3	53.2	506,547	15,333	491,214	同 上	
	3	53.2	506,547	15,333	491,214		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
事務課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	12	49.6	447,056	0	447,056	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
	9	48.6	437,700	0	437,700		
	2	50.0	474,968	0	474,968		
	1	*	*	*	*		
技術課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	17	50.6	433,441	5,235	428,206	同 上	
	8	48.3	450,880	5,375	445,505		
	-	-	-	-	-		
	9	52.7	417,940	5,111	412,829		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	17	46.7	404,313	3,783	400,530	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	12	44.6	402,920	5,359	397,561	
	短大卒	3	48.8	398,976	0	398,976	
	高校卒	2	56.5	420,672	0	420,672	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	5	55.5	341,653	36,753	304,900	同 上
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	3	53.2	357,222	35,256	321,966	
	事務係長	26	42.9	304,350	14,604	289,746	係の長及び係長級専門職
	大学卒	15	42.2	307,366	10,423	296,943	
	短大卒	6	40.7	274,400	27,378	247,022	
高校卒	5	47.5	331,244	11,816	319,428		
技術係長	76	40.2	383,654	30,440	353,214	同 上	
大学卒	44	37.2	376,079	25,964	350,115		
短大卒	12	40.1	339,042	16,165	322,877		
高校卒	20	47.4	425,483	48,694	376,789		
事務主任	38	38.6	270,418	15,840	254,578	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	18	35.1	265,219	11,728	253,491		
短大卒	9	37.4	271,256	26,181	245,075		
高校卒	11	45.4	278,238	14,106	264,132		
技術主任	14	38.1	257,933	16,794	241,139	同 上	
大学卒	9	36.2	252,940	5,957	246,983		
短大卒	2	46.0	272,755	12,708	260,047		
高校卒	3	38.8	263,029	52,029	211,000		
事務係員	185	34.2	250,554	17,238	233,316		
大学卒	105	31.4	260,800	18,327	242,473		
短大卒	31	36.7	229,649	20,258	209,391		
高校卒	49	38.8	241,593	13,068	228,525		
技術係員	101	32.8	280,792	27,547	253,245		
大学卒	74	30.8	281,719	26,303	255,416		
短大卒	17	37.8	277,516	23,012	254,504		
高校卒	10	42.5	278,032	49,027	229,005		

その2 公民給与比較の対象外職種  
規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
人	歳	円	円	円			
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車 運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
研究関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	11	50.2	596,803	0	596,803	
	研究室(係)長	6	40.0	405,095	3,887	401,208	
	主任研究員	-	-	-	-	-	
	研究員	30	42.1	385,904	1,351	384,553	
研究補助員	-	-	-	-	-		
医療関係 職種	病院長	2	71.5	2,429,400	0	2,429,400	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	4	54.0	2,248,032	171,307	2,076,725	
	医科長	15	53.5	1,673,830	113,633	1,560,197	
	医師	25	42.4	1,299,544	171,470	1,128,074	
	歯科医師	1	*	*	*	*	
	薬局長	2	59.5	701,525	0	701,525	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	21	34.7	375,709	9,125	366,584	
	診療放射線技師	16	39.4	433,256	23,223	410,033	
	臨床検査技師	24	41.5	384,640	20,259	364,381	
	栄養士	14	35.6	241,771	3,733	238,038	
	理学療法士	35	28.8	270,055	9,763	260,292	
	作業療法士	38	31.8	267,388	2,924	264,464	
	総看護師長	3	59.5	692,418	27,248	665,170	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師長	38	46.9	403,026	38,106	364,920	
	看護師	101	40.0	403,078	36,188	366,890	
准看護師	14	48.6	337,566	27,503	310,063		
教育関係 職種	大学学長・副学長・ 学部長	7	64.5	763,918	0	763,918	
	大学教授	33	59.7	580,944	0	580,944	
	大学准教授	32	47.3	468,217	0	468,217	
	大学講師	28	42.7	401,674	0	401,674	
	大学助教	13	34.7	348,883	0	348,883	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	-	-	-	-	-	
高等学校教諭	-	-	-	-	-		



第11表 民間における初任給の改定状況

(単位 : %)

学 歴 \ 項 目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	41.5	(39.3)	(60.7)	(0.0)	58.5
高 校 卒	16.0	(22.6)	(77.4)	(0.0)	84.0

(注) 1 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。  
2 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合がある。(以下第21表まで同じ。)

第12表 職種別、学歴別初任給

(単位 : 円)

職 種 \ 学 歴	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
	新卒事務員・技術者計	191,795	176,547
新卒事務員	189,302	174,230	163,323
新卒技術者	198,498	181,811	167,203

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備 考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒190,241円、短大卒166,448円、高校卒154,912円である。

第13表 民間における給与改定の状況

(単位 : %)

役職段階 \ 項 目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係 員	25.9	12.8	0.0	61.3
課長級	19.7	10.8	0.0	69.5

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第14表 民間における定期昇給の実施状況

(単位 : %)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給制度なし
		定期昇給実施			定期昇給中止		
		増額	減額	変化なし			
係員	93.0	90.6	26.6	0.8	63.3	2.4	7.0
課長級	84.5	82.1	21.2	0.8	60.1	2.4	15.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第15表 民間における定期昇給制度の状況

(単位 : %)

項目 役職段階	定期昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給制度なし
	係員	93.9	38.0	85.8	
課長級	86.5	38.7	84.5	48.2	13.5

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第16表 民間における住宅手当の支給状況

(単位 : %)

支給の有無	事業所割合
支給する	56.4
支給しない	43.6
借家・借間居住者に対する住宅手当月額 の最高支給額の中位階層	[ 27,000円 以上 [ 28,000円 未満

備考 本市職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

## 第17表 民間における家族手当の支給状況

### その1 家族手当の支給状況

(単位：%)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する		配偶者に 家族手当を 支給しない		家族手当 制度がない
	配偶者の収入によ る制限がある	配偶者の収入によ る制限がない			
82.5	(83.6)	[74.5]	[24.2]	(16.4)	17.5

(注)1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

配偶者に家族手当を支給する事業所のうち配偶者の収入制限について未回答の事業所が1件あった。

### その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

配偶者に対する家族手当を 見直す予定又は見直すこと について検討中	税制及び社会保障制度の 見直しの動向等によっては 見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を 見直す予定がない (検討も行っていない)
9.9	11.6	78.5

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その3 扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,962
配偶者と子1人	19,212
配偶者と子2人	24,892

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本市職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 : %)

項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	47.8	52.2
課長級	44.9	55.1
部長級(非役員)	42.7	57.3

第19表 民間における特別給の支給状況

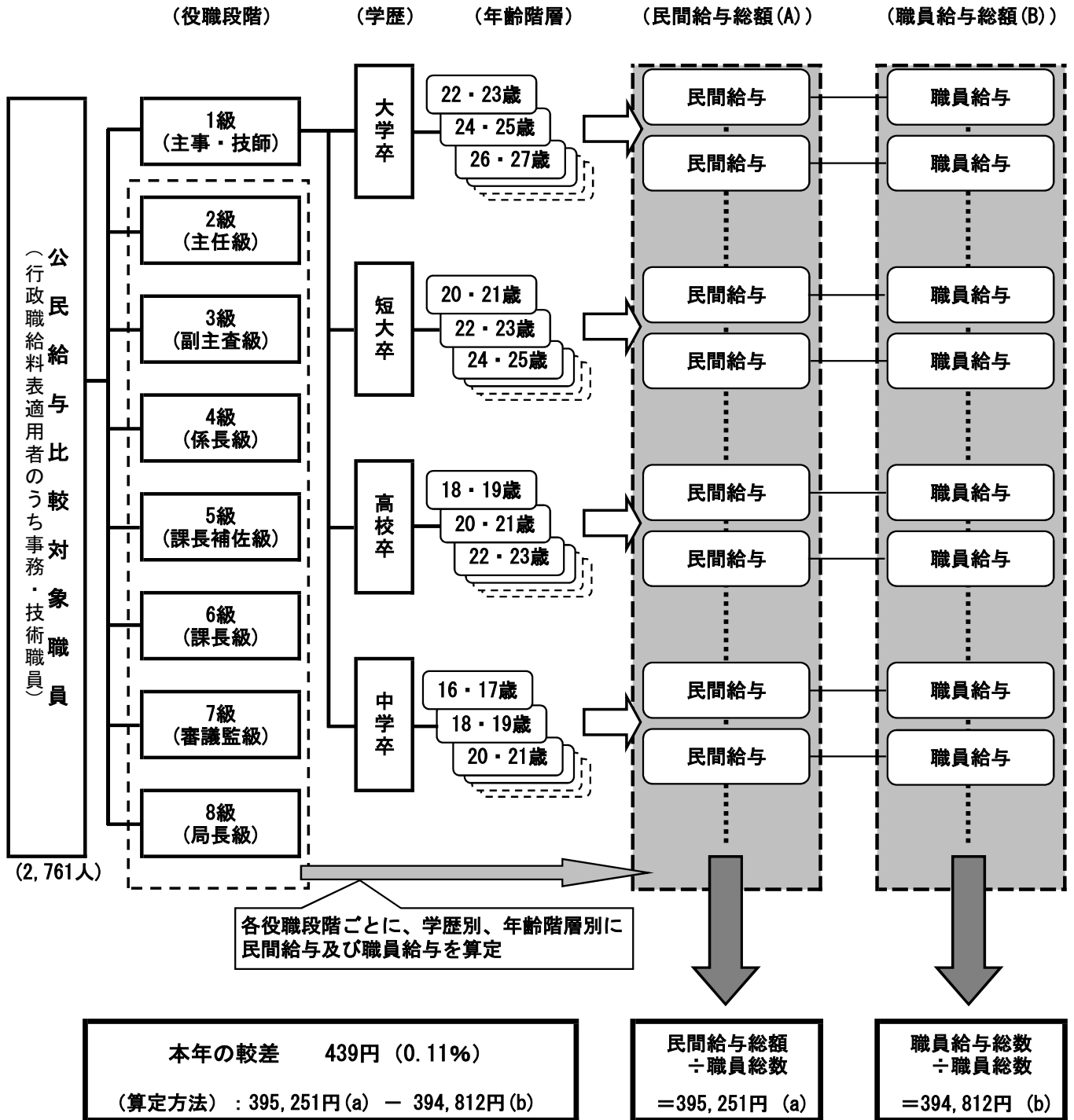
平均所定内給与月額	下半期(A1)	342,359円
	上半期(A2)	342,526円
特別給の支給額	下半期(B1)	752,960円
	上半期(B2)	751,312円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.20月分
	上半期(B2/A2)	2.19月分
	年間	4.39月分

(注) 「下半期」とは平成28年8月から平成29年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

第20表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出している。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。



第21表 公民給与比較における役職段階の対応関係

職員 (行政職給料表)		民間従業員		
職務の級	主な役職	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満
8級	局長級	支店長、工場長	/	/
7級	審議監級	部長、部次長		
6級	課長級	課長	部長、部次長	支店長、工場長
5級	課長補佐級	課長代理	課長	部長、部次長
				課長
4級	係長級	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査級		係長	係長
2級	主任級	主任	主任	主任
1級	主事・技師		係員	係員

(注) 係制のない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含む。

### 3 生計費関係

### 3 生計費関係

#### 平成 29 年 4 月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、岡山市における標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の 5 つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費・・・食料
- 住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費・・・被服及び履物
- 雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人～5 人世帯については、「家計調査」（総務省）における勤労者世帯の平成 29 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を 365/12 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1 人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第22表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成 29 年 4 月）

（単位：円）

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	26,230	46,230	54,130	62,030	69,920
住居関係費	50,320	62,100	53,020	43,950	34,870
被服・履物費	3,190	8,000	10,420	12,830	15,250
雑費Ⅰ	33,730	45,600	62,830	80,080	97,310
雑費Ⅱ	9,340	27,200	29,490	31,780	34,060
計	122,810	189,130	209,890	230,670	251,410



## 4 勞働經濟關係

## 4 労働経済関係

第23表 労働経済指標

項目			年 月						
			平成28年 4月	5月	6月	7月	8月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 [調査産業計]	全国	金額 (円)	293,837	287,535	290,273	290,078	288,290	
			前年同月比 (%)	0.5	0.3	0.0	0.3	0.3	
		岡山県	金額 (円)	284,787	278,830	279,439	280,013	279,482	
			前年同月比 (%)	△ 0.7	0.6	△ 0.3	0.0	0.5	
	うち 所定内給与	全国	金額 (円)	267,569	263,048	265,664	265,544	264,258	
			前年同月比 (%)	0.4	0.1	0.1	0.4	0.5	
	総実労働時間数 [調査産業計]	うち所定外 労働時間	岡山県	金額 (円)	259,153	255,510	254,995	255,344	254,795
				前年同月比 (%)					
		全国 (時間)	153.8	142.7	154.0	151.5	145.0		
			岡山県 (時間)	157.7	146.2	159.8	156.5	151.3	
消費支出 (総務省家計調査)	全世帯	全国	金額 (円)	298,520	281,827	261,452	278,067	276,338	
			前年同月比 (%)	△ 0.7	△ 1.6	△ 2.7	△ 0.9	△ 5.1	
		岡山市	金額 (円)	301,202	324,847	278,490	276,755	281,917	
			前年同月比 (%)	9.0	19.5	3.6	1.5	3.1	
	勤労者世帯	全国	金額 (円)	338,001	306,721	276,602	302,422	301,442	
			前年同月比 (%)	1.1	△ 3.3	△ 5.6	△ 3.9	△ 5.0	
		岡山市	金額 (円)	348,975	326,395	290,963	266,526	278,280	
			前年同月比 (%)	11.6	8.4	6.9	△ 8.0	△ 3.5	
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比 (%)	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.5	
		岡山市	前年同月比 (%)	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比 (%)	△ 4.4	△ 4.6	△ 4.5	△ 4.2	△ 3.8		
雇用・生産	常用雇用指数[調査産業計] (厚生労働省毎月勤労統計調査)		前年同月比 (%)	0.8	0.8	0.9	0.8	0.9	
	有効求人倍率[季節調整値] (厚生労働省職業安定業務統計)		(倍)	1.33	1.35	1.36	1.37	1.37	
	完全失業率[季節調整値] (総務省労働力調査)		(%)	3.2	3.2	3.1	3.0	3.1	
	実質国内総生産[GDP] (内閣府)		前期比 (%)	0.5			0.2		

- (注) 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模30人以上の数値である。  
 2 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」は平成27年基準である。  
 3 「消費支出」については、農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。  
 4 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は平成27年基準である。

				平成29年				
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
289,120 0.3	290,976 0.4	290,747 0.6	290,721 0.5	288,063 0.4	289,344 0.3	291,429 △ 0.2	294,971 0.3	289,051 0.5
279,632 0.3	281,756 △ 0.3	282,376 0.4	286,019 0.8	284,721 1.6	284,470 1.5	285,543 0.9	287,431 0.9	283,952 1.8
264,977 0.5	265,572 0.5	265,104 0.7	264,861 0.6	263,367 0.6	264,149 0.3	266,100 0.0	268,859 0.6	264,818 0.7
254,332	254,898	255,678	258,994	258,421	256,525	257,821	259,584	258,524
148.8	148.3	150.5	148.0	139.2	146.7	150.3	153.1	144.7
155.7	154.9	156.2	154.8	145.0	155.1	159.2	156.3	151.1
12.5	12.8	13.1	13.1	12.3	12.7	13.1	13.2	12.3
13.6	13.4	13.2	14.2	13.3	14.0	14.1	13.3	12.7
267,119 △ 2.6	281,961 △ 0.2	270,848 △ 0.9	318,488 0.1	279,249 △ 0.6	260,644 △ 3.4	297,942 △ 1.0	295,929 △ 0.9	283,056 0.4
278,209 4.7	309,481 12.3	310,255 17.1	325,596 6.7	307,482 3.3	322,209 17.6	346,188 △ 1.3	293,199 △ 2.7	296,985 △ 8.6
296,387 △ 0.8	305,683 △ 1.3	294,019 △ 0.3	349,214 2.6	307,150 △ 1.7	298,092 0.1	337,075 0.7	329,949 △ 2.4	315,194 2.8
274,189 2.1	307,442 13.4	329,703 13.6	353,092 11.7	331,183 8.6	333,185 10.7	392,168 △ 6.5	346,378 △ 0.7	326,426 0.0
△ 0.5	0.1	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	0.4
△ 0.4	0.0	0.7	0.6	1.0	0.9	0.6	0.2	0.5
△ 3.3	△ 2.7	△ 2.3	△ 1.2	0.5	1.1	1.4	2.1	2.1
1.0	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.6	1.8
1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	1.49
3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.8	3.1
	0.4			0.3			0.6 (速報値)	